

EBPM推進委員会の開催について

資料4

〔令和8年1月27日
行政改革推進会議決定案〕

1 社会の複雑化や環境の変化が加速している中、統計等データに基づいて機動的・柔軟に政策を見直し、未知の課題には試行錯誤も辞さず果敢に取り組むことにより、政策をより良いものとし、ひいては国民により信頼される行政の実現に資するため、関係行政機関相互の緊密な連携の下、エビデンス（根拠）に基づく政策立案を政府全体として推進する体制として、行政改革推進会議の下に、EBPM推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

委員会は、行政事業レビュー等によるEBPMの実践を進めるため、各府省庁の行政事業レビュー推進チーム等に対してEBPM推進の方針を示しつつ取組を進める。

2 委員会の構成員は、次のとおりとする。

委員長 内閣官房副長官補（内政担当）

副委員長 内閣官房内閣審議官（行政改革・効率化推進事務局長）

構成員 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

デジタル庁統括官（戦略・組織担当）

総務省行政評価局長

総務省政策統括官（統計制度担当）

委員長の指定する官職にある各府省庁のEBPM統括責任者

3 委員会の運営は、次のとおりとする。

（1）委員会は、その終了後議事要旨を作成し、速やかに公開する。また、委員会で配布された資料は、同終了後速やかに公開することを原則とする。

（2）委員長は、委員会に諮った上で、委員会を公開で行うことができる。

（3）委員長は、構成員から代理出席の求めがあったときは、これを認めることができる。

（4）委員長は、必要があると認める場合は、行政事業レビュー推進チームのメンバーを始めとする関係行政機関の職員、学識経験のある者その他の関係者の出席を求めることができる。

（5）その他必要な事項は委員長が別途定める。

4 委員会の庶務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）の助け並びにデジタル庁統括官（戦略・組織担当）、総務省行政評価局及び総務省政策統括官（統計制度担当）の協力を得て、内閣官房において処理する。

附 則

- 1 この決定は、令和8年1月27日から施行する。
- 2 閣僚会議等の廃止について（令和8年1月20日閣議決定）第2項による廃止前のEBPM推進委員会が決定した事項、検討した事項等（「EBPM推進委員会の開催について」（令和3年10月25日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定）に基づき開催された会議から引き継がれた事項等を含む。）については、委員会に引き継がれるものとする。